

令和 7 年第 4 回 廿日市市議会

(第 3 回 定例会)

公の施設の指定管理者の指定について

議案第 63 号 廿日市市福祉健康増進保養センター（スパ羅 …… 1
漢）

廿 日 市 市

公の施設の指定管理者の指定について(廿日市市福祉健康増進保養センター(スパ羅漢))

1 施設の概要

- (1) 名称 廿日市市福祉健康増進保養センター(スパ羅漢)
- (2) 所在地 廿日市市飯山21番地5
- (3) 設置目的 市民の福祉の向上及び健康の増進を図り、あわせて地域の活性化を促進するため。
- (4) 事業概要
- ・保養と休養の場を提供し、広く市民の利用に供すること。
 - ・地域間の交流の促進に関すること。
 - ・その他保養センターの目的を達成するために必要な事業に関すること。
- (5) 年間利用者数 76,169人(令和6年度)
- (6) 現在の指定管理者 株式会社広島リゾート
- (7) 現在の指定管理料 5,600千円

2 指定管理者として指定する団体の概要

別紙①のとおり

3 指定期間

令和7年10月1日から令和8年3月31日までの半年間

4 選定結果

別紙②のとおり

5 収支計画

(単位:千円)

項 目	金額(消費税及び地方消費税を含む。)
	令和7年度
収 入	65,670
指定管理料	5,600
利用料金	23,000
その他の収入	37,070
支 出	61,769
収支の差	3,901

※現行の運営体制を承継するため、収支計画についても令和7年度当初のものを承継

団体概要書

ふりがな 団体名	なかもとぞうりんかぶしがいしゃ 中本造林株式会社		
ふりがな 代表者氏名	なかもと まさお 中本 雅生	設立年月日	昭和 34 年 7 月 11 日
事務所の 所在地	〒 7 3 8 - 0 2 2 4 廿日市市栗栖 5 0 8 番地		
職員数	92 名	売上高	2,329,779 千円
経営理念	『挑む』『人と会社が共に成長し続ける企業』		
主な 業務内容	木製品製造、山林経営		
経営方針	植林から販売までをトータル的に捉え、持続可能な森林経営を行う。		
類似事業の 受託等実績	なし		

廿日市市福祉健康増進保養センターに係る指定管理者候補者の選定について

産業部 観光課

廿日市市福祉健康増進保養センターの指定管理者候補者を選定した。

1 選定の概要

○ 募集方法：非公募

当該案件は現行の指定管理者（株式会社広島リゾート）が下記申請者（中本造林株式会社）を存続会社として吸収合併・消滅することに起因するもの。消滅会社である株式会社広島リゾートの全ての権利義務は存続会社である中本造林株式会社に承継されること、及び存続会社である中本造林株式会社から指定管理事業の継続意向が示されていること等を踏まえ非公募にて選定をした。

○ 申請者

中本造林株式会社（廿日市市栗栖508番地 代表取締役 中本 雅生）

2 審査の概要と結果

(1) 審査の方法

廿日市市指定管理者選定委員会において、当該吸収合併の経緯及び申請者からの申請書類の審査をもとに、各委員が適否の判定を行い、その結果により指定管理者候補者として選定した。

(2) 審査基準

審査基準	審査の観点
1 現行の指定管理者による運営からの承継・継続性	(1) 円滑な承継、運営の継続性 (2) 人員体制、組織体制の承継 (3) 運営全般において当該吸収合併による弊害がないこと
2 平等利用確保	(1) 利用者の平等な利用の確保 (2) 高齢者や障がいのある人等の施設利用への配慮
3 施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。	(1) 施設の設置目的との整合性 (2) 利用者に対するサービスの向上 (3) 利用促進、利用者増への取組 (4) 適切な利用料金の設定 (5) 管理経費の縮減
4 施設管理を安定して行う人的及び物的能力	(1) 申請者の取組姿勢 (2) 人員体制、組織体制 (3) 緊急事態等の対応 (4) 個人情報の管理体制 (5) 申請者の安定性、信頼性 (6) 申請者の実績
5 地域の観光の活性化を図るための施設としてのスパ羅漢の役割に適合した事業を行う能力を有しているものであること。	(1) 道路利用者等に対する観光の活性化についての効果的な提案 (2) 地元雇用や地域の活性化についての積極的な姿勢
6 その他、施設の目的を達成するために十分な能力を有しているものであること。	パートナーシップ（市との信頼関係に基づくパートナーシップ）

(3) 審査結果

審査結果は次のとおりで、中本造林株式会社を指定管理者の候補者として選定した。

申請者	中本造林株式会社
総合判定	適
総評	【評価した点】 ・現行の指定管理者の株式会社広島リゾートの人員・運営体制を引き継いだ運営が可能と認められる ・利用者に対するサービス向上や利用促進、利用者増のための取組み ・現状をよく把握しており、今後の管理運営にも期待できる ・適正な管理運営ができる人員体制、組織体制

3 指定期間

令和7年10月1日から令和8年3月31日まで